

✚ 貨物概要

①鉄鋼製のボールチェーンに、②動物を模した小さなぬいぐるみを取り付けたもの

性 状：①鉄鋼製のボールチェーンを、②詰物をした紡織用繊維製のぬいぐるみの頭部に結合したもの

材 質：（ボールチェーン）鉄鋼製
（ぬいぐるみ）ポリエステル製

サイズ：（ボールチェーン）長さ約 70mm（長さ約 140mm のチェーンをループ状にしたもの）

（ぬいぐるみ）長さ約 65mm×幅約 8mm×厚さ約 45mm

用 途：キーホルダー、装飾品として使用



✚ 分類

関税率表第 7315.89 号（統計番号 7315.89-000）の鉄鋼製の鎖

✚ 分類理由

本品は、①鉄鋼製のボールチェーンに②紡織用繊維製の小さなぬいぐるみを取り付けたものです。本品は、異なる構成要素で作られた物品であることから、関税率表の解釈に関する通則 3 (b) を適用し、本品に重要な特性を与えているのは、バラシング又は装飾品としての性状を有するぬいぐるみよりも、キーホルダーとして使用可能な鉄鋼製ボールチェーンであると認めら

れます。

したがって、本品は、関税率表第 73.15 項及び同表解説第 73.15 項の規定により、同項に分類されます。

分類のポイント

鉄鋼製のボールチェーンについては、関税率表解説第 73.15 項に、「この項の鎖には、末端部分品又は附属品として、例えば、フック、スプリングフック、スィーベル、シャックル、ソケット、リング、スプリットリング、ティーピース等を取付けたもの、また特定の長さに切ったもの又は明らかに特定の用途に供するようにしたものを含む。」と示されていることから、当該物品が単独で提示された場合には、連結金具が取り付けられた状態であっても同表第 73.15 項に分類されます。

(参考) 品目分類事例：キーリング（ぬいぐるみ付き） 第 7326.90 号



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）